公　　告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和８年（2026 年）11 月９日

佐賀県政策部　政策総括監　鳥飼　広敬

１　競争入札に付する事項

（１）業務名　　肥前鹿島駅前社会実験ユニットハウス賃貸借

（２）業務内容　　仮設ユニットハウス賃貸借　約３９㎡建設２４ヶ月賃貸借

（３）期間

・建設期間　　契約締結日から
令和　９年（２０２７年）２月２８日まで

・賃貸借期間　令和　９年（２０２７年）３月　１日から
令和１１年（２０２９年）２月２８日まで

（４）業務場所　　鹿島市

２　入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

（１）物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第１条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限時点で有すること。

なお、当該入札資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入の上、アの場所に提出し、令和８年１１月２２日（月）の入札日までに競争入札参加資格の登録を受けること。

ア　入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館２階）

郵便番号 840-8570　佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話　0952-25-7194

メールアドレス　soumujimu@pref.saga.lg.jp

イ　申請書様式の入手先

アの部局又は佐賀県ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に

該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

（４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

（５）開札の日の６か月前から入札参加資格確認申請書提出の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（６）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

（７）自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札手続きに関する事項

（１）担当課　佐賀県政策部さが政策推進チーム　肥前鹿島駅プロジェクト担当

郵便番号　840-8570　佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話　　0952-25-7360

電子メールアドレス　sagaseisaku@pref.saga.lg.jp

（２）入札関係様式の交付期間及び方法

令和 8 年 11 月 9 日から令和 8 年 11 月 19 日まで佐賀県ホームページ

（http://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載する。

（３）入札者に求められる義務

ア　入札に参加しようとする者は、入札参加資格申請書（様式第１号)、営業概要書、会社概要資料（パンフレット等）及び同種業務の履行実績をイの期限までに、３の（１）の担当課まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。郵送による場合は、「肥前鹿島駅前社会実験ユニットハウス賃貸借に係る書類在中」と封書の表に朱書きし、提出期限までに必着のこと。

なお､入札参加資格確認申請書の提出時点で２の(１)の資格のない者は、入札の日時までに２の（１）のアの登録を受けたことがわかる書面を入札書とともに提出すること。

また、入札参加資格申請書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

イ　提出期限

令和８年１１月１９日（木）午後５時

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ　競争入札参加資格の確認結果は、令和８年１１月２４日（火）までに通知する。

（４）入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和８年１１月１３日（金）午後３時までに３の（１）の電子メールアドレスへ送信すること。

質問を受理した場合､質問のあった者に対しては速やかに電子メールで回答し、県のホームページ上で閲覧に供する。

（５）入札及び改札の日時及び場所

ア　日時　令和８年１１月３０日（月）午前１０時～

イ　場所　佐賀県庁新館１１階地域交流部会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途連絡する。

ウ　入札方法

（６）入札書の提出方法

入札書の直接持参又は郵送による入札

入札書で郵送する場合は、二重封筒とし、外封筒に「肥前鹿島駅前社会実験ユニットハウス賃貸借入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。この場合においては、令和８年１１月２７日（金）午

後５時までに３の（１）の担当課に必着のこと。入札書の提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しない。

（７）入札方法に関する事項

ア　入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾日に「円」を記入し、又は頭始に「￥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

（８）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行う。

（９）入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に（１）の部局に確認すること。

（１０）入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

ア　参加する資格のない者

イ　競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ　当該入札について不正行為を行った者

エ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ　入札価格の記載において３の(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ　１人で２以上の入札をした者

サ　代理人でその資格のない者

シ　アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（１１）入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（１２）落札者の決定方法

ア　規則第105条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

ウ　第１回目の開札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第１回目を含め３回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

４　その他

（１）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

（３）契約保証金

佐賀県財務規則第115条第３項第３号により免除する。

（４）落札の無効

ア　落札者は、落札の決定を受けた日から原則として５日以内（県の祝日を含まない）に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、延長することができる。

イ　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

（５）賃借料の支払い方法

賃借料の支払いは毎月払いとし、履行月の翌月に受注者が提出する適正な請求書に基づき、30 日以内に支払います。

なお、設置工事に係る工事費は、令和８年度に支払う予定としています。